

三越伊勢丹グループ労働組合 職場親睦会補助制度

職場で開催する歓送迎会などの費用を労働組合が補助します！

三越伊勢丹グループ労働組合では、職場における親睦をはかるために、『職場親睦会補助』として、**共済会員1人あたり年度中に1回、最大1,000円までの補助**を実施いたします！

部門や担当で実施する『団結会』や『親睦会』にご活用いただくことで、従業員同士におけるコミュニケーションの更なる活性化につながれば幸いです！

費用補助の詳細や申請方法は、下記事項をご覧ください！

補助額	☞ 共済会員1人あたり1,000円を上限に総経費の半額まで
対象者	☞ 三越伊勢丹グループの共済会員 ※下記申請期間1人につき1回限り
対象期間	☞ 各年4月1日～3月31日 ※申請期間外の申込は受付いたしかねます
申請事由	☞ 職場のメンバー間で実施する飲食を含めた懇親会 ※最小催行人数3名

【申込方法】

開催前：当補助が適用になるかどうかを事前に労働組合へ確認をしてください。
※注意 実施1週間前までに「①職場親睦会計画書」を労働組合に提出してください。(1週間前を切る申請は受付不可)
開催後：実施後2週間以内に下記提出物②～⑤をそろえて労働組合へ提出してください。

【提出物】

- ① 職場親睦会計画書(補助対象者のみの人数で記載)
- ② 職場親睦会報告書(補助対象者のみの人数で記載)
- ③ 補助対象者のかかった費用全額分の領収書原本(宛名「IMGU」)
- ④ 参加者名簿(フォーマットは問いません)
- ⑤ 親睦会開催の発信文

【備考】

必要書類等を提出し労働組合承認後、参加者数に応じ補助金をお支払いいたします。
領収書の金額が1人あたり1,000円未満の場合は、かかった費用のみお支払いいたします。
上記期間内の1人あたり2回目以降の補助金申請は、お断りをさせていただきます。
職場親睦会補助のお問い合わせは、労働組合までご連絡ください。

三越伊勢丹グループ労働組合 仙台三越支部 (内線)2673 (外線)022-261-3185